

第 2 部 整備基準等

I 建築物編

I 整備基準の概要について

(1) 整備基準の種類

建築物の整備基準は、努力基準と遵守基準に分かれています。努力基準は、遵守基準より水準の高い整備基準です。

① 努力基準

都市施設に適用される整備基準で、都市施設所有者が適合に努めなければならない整備基準です。なお、都市施設のうち、共同住宅等には共同住宅等の努力基準が適用されます。

② 遵守基準

特定都市施設に適用される整備基準で、特定整備主が遵守しなければならない整備基準です。なお、床面積の合計が 200 m² 未満の特定都市施設のうち規則で定める建築物（小規模建築物）については、小規模建築物の遵守基準が適用されます。また、共同住宅等には共同住宅等の遵守基準が適用されます。

(2) 整備基準の適用範囲について

努力基準は、都市施設において、不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用します（※1）。

遵守基準は、特定都市施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分に適用します（注）（※2）。

（注）読み替え規定により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」は「多数の者が利用する」となります。

◆読み替え規定とは◆（規則第4条 第4項）

都市施設のうち、建築物（共同住宅等を除く）に係る遵守基準（小規模建築物の遵守基準を含む）の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」と読み替えます。

※1 不特定少数の者が利用する場所や多数の従業員が利用する部分等にも適用します。

※2 特定多数の者が利用する事務所、工場等においては、従業員用の階段、便所などにも適用します。宿泊施設においては、不特定少数の者が利用する一般客室についても適用します。

(3) 整備基準の対象

努力基準及び遵守基準は、「①適用範囲内の全ての部分に係る基準（一般基準）」と「②高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路」に係る基準の二つに分かれます（小規模建築物の遵守基準を除く。）。

① 一般基準（適用範囲内の全ての部分に係る基準）

それぞれの整備基準の中で、適用範囲内の全ての廊下等・階段・敷地内通路・駐車場・便所などを対象とした整備基準を設けています。

② 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路・多数の者が円滑に利用できる経路

ア 移動等円滑化経路等

高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路を移動等円滑化経路等として規定

イ 特定経路等

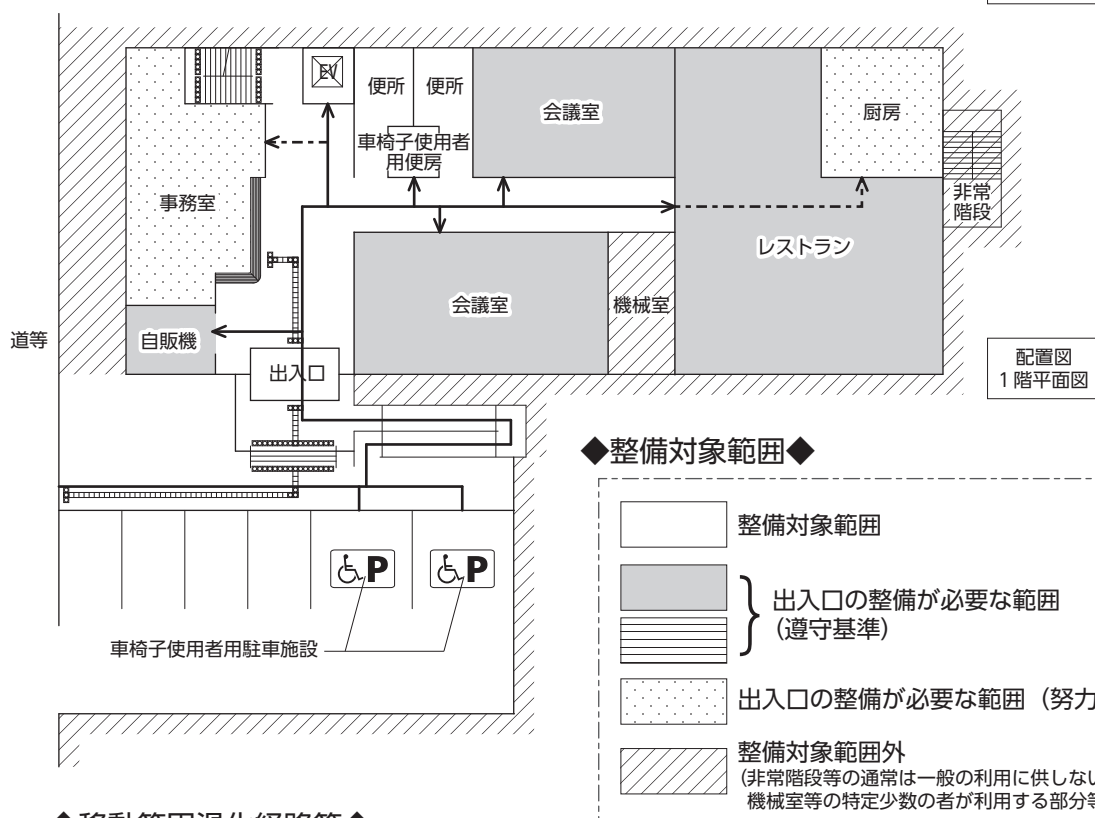
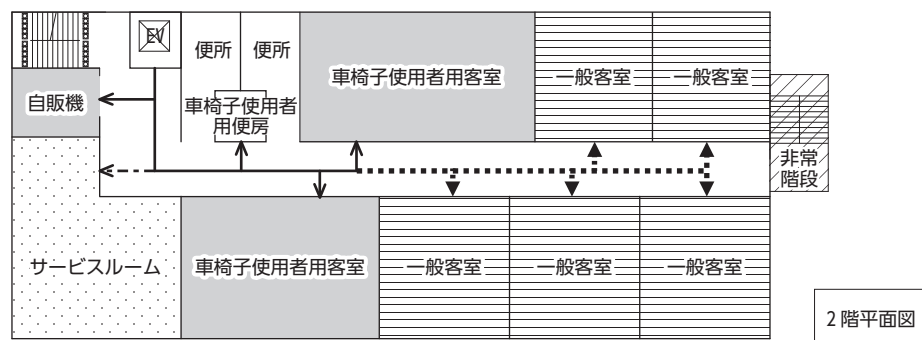
共同住宅等では、多数の者が円滑に利用できる経路を特定経路等として規定

ウ 宿泊者特定経路

宿泊施設では、不特定少数の者が利用する一般客室までの経路を宿泊者特定経路として規定

不特定かつ多数の者が利用する建築物の整備対象範囲

■宿泊施設の例



◆移動等円滑化経路等◆

- 整備基準への適合が遵守義務となる経路
- > 整備基準への適合が努力義務として追加される経路

◆宿泊者特定経路 (道等から宿泊施設の一般客室までの段差又は段を設けない経路)◆

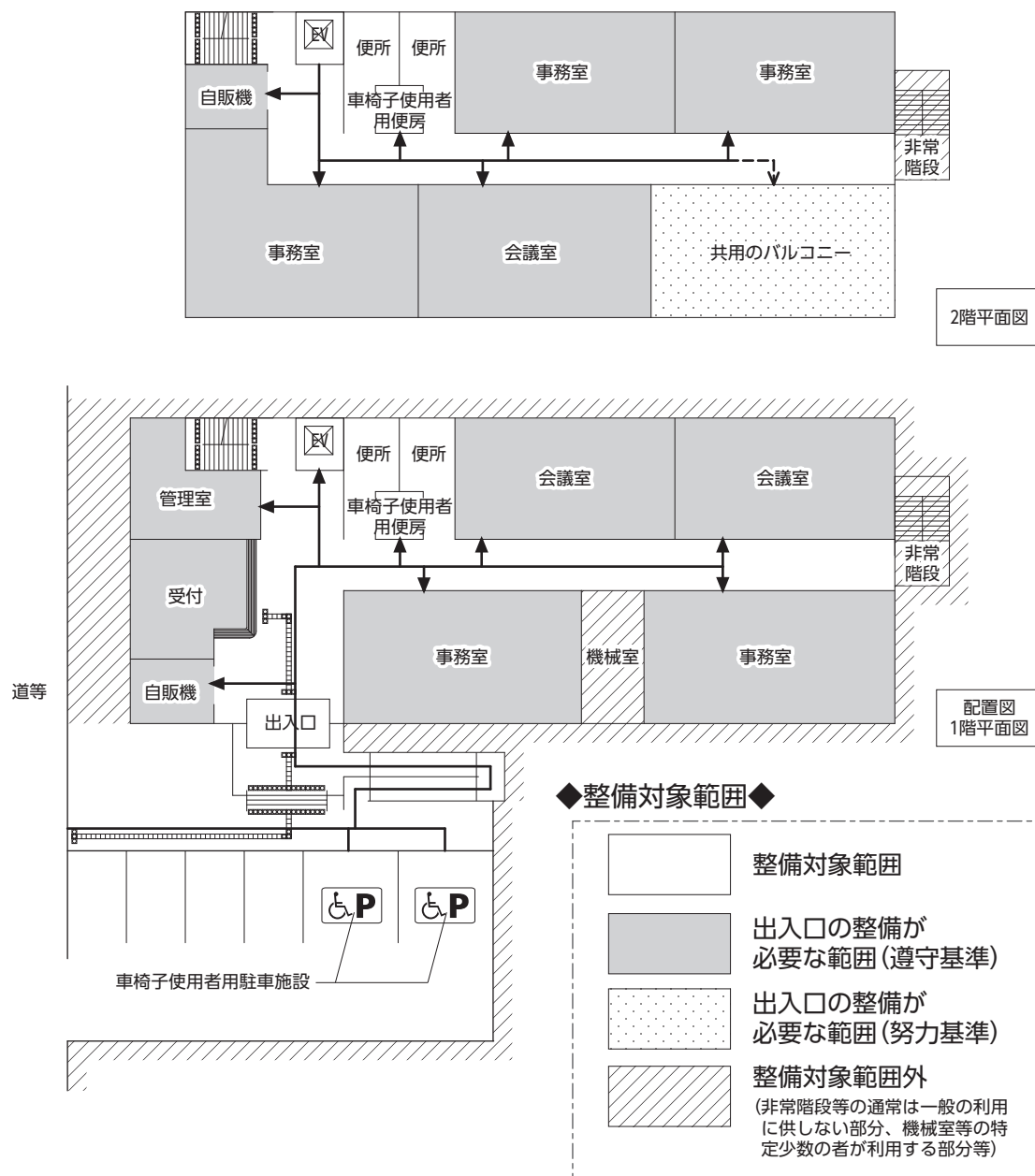
-▶ 整備基準への適合が遵守義務となる経路
※ただし、同じ経路でも遵守基準では宿泊者特定経路、努力基準では移動等円滑化経路等となるので注意が必要。

◆利用居室と利用居室等の違い◆

- 利用居室 (不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室)
＝道等からの経路の整備が遵守義務となる居室
- 一般客室
＝道等からの経路の整備が宿泊者特定経路の遵守義務となる居室
- 利用居室及び一般客室に追加される居室等 (不特定少数、特定多数の者が利用する居室等)
＝道等からの経路の整備が努力義務となる居室等
【例】バックヤード部分・屋上テラス・交通機関の出入口に通ずる部分
- 利用居室等 (不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等)

特定多数の者が利用する建築物の整備対象範囲

■事務所の例



◆移動等円滑化経路等◆

- 整備基準への適合が遵守義務となる経路 (Route where compliance with the preparation standard becomes a mandatory obligation)
- > 整備基準への適合が努力義務として追加される経路 (Route where compliance with the preparation standard is added as an effort obligation)

◆利用居室と利用居室等の違い◆

- 利用居室 (特定多数の者が利用する居室) = 道等からの経路の整備が遵守義務となる居室 (Use room (room used by a specific majority of people) = room where preparation of route from road etc. becomes a mandatory obligation)
- + 「利用居室等」として利用居室に追加される居室等 = 道等からの経路の整備が努力義務となる居室等 (Rooms etc. added to use rooms as "use rooms etc." = rooms etc. where preparation of route from road etc. becomes an effort obligation)
- || 【例】 屋上テラス・交通機関の出入口に通ずる部分 (Example: Parts connecting to rooftop terrace, entrance/exit of transportation facilities)
- 利用居室等 (特定多数の者が利用する居室等) (Use rooms etc. (rooms etc. used by a specific majority of people))

(4) 改修における遵守基準の適用範囲

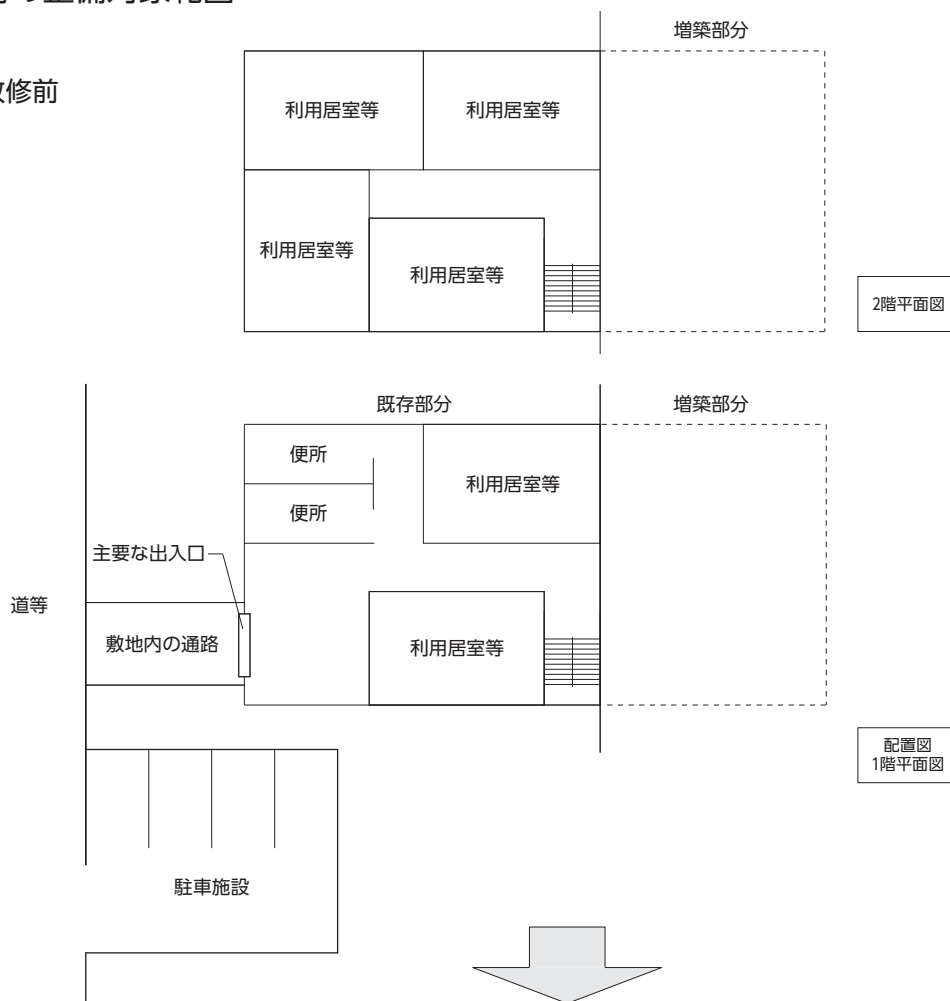
特定都市施設を改修（増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更）する場合、遵守基準は、次に掲げる部分（②、④又は⑥の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に適用します。ただし、読み替え規定により、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」となります。

- ① 当該改修に係る部分
- ② 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」といいます。）から次に掲げる施設（①に掲げる部分に設ける場合に限ります。）までの経路（アに掲げる施設が観覧席又は客席である場合にあっては、当該観覧席又は客席の出入口と車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子を使用する者（以下「車椅子使用者」といいます。）が円滑に利用することができるものとして、I 建築物（共同住宅等以外）⑪観覧席・客席の（1）イに掲げる遵守基準に適合する場所（以下「車椅子使用者用部分」といいます。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路」といいます。）を含みます。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - ア 利用居室
 - イ 共同住宅等の各住戸
 - ウ ホテル若しくは旅館（※）における車椅子使用者が円滑に利用できる客室以外の各客室（以下「一般客室」といいます。）
- ③ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下「不特定多数利用便所」といいます。）
- ④ ①に掲げる部分に設ける利用居室（設けないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（③に掲げる便所に設けるものに限ります。）までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含みます。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- ⑤ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場（以下「不特定多数利用駐車場」といいます。）
- ⑥ 車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（⑤に掲げる部分に設けるものに限ります。）から次に掲げる施設（①に掲げる部分に設けるものに限ります。）までの経路（当該利用居室が観覧席又は客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路を含みます。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
 - ア 利用居室（設けないときは、道等）
 - イ 一般客室

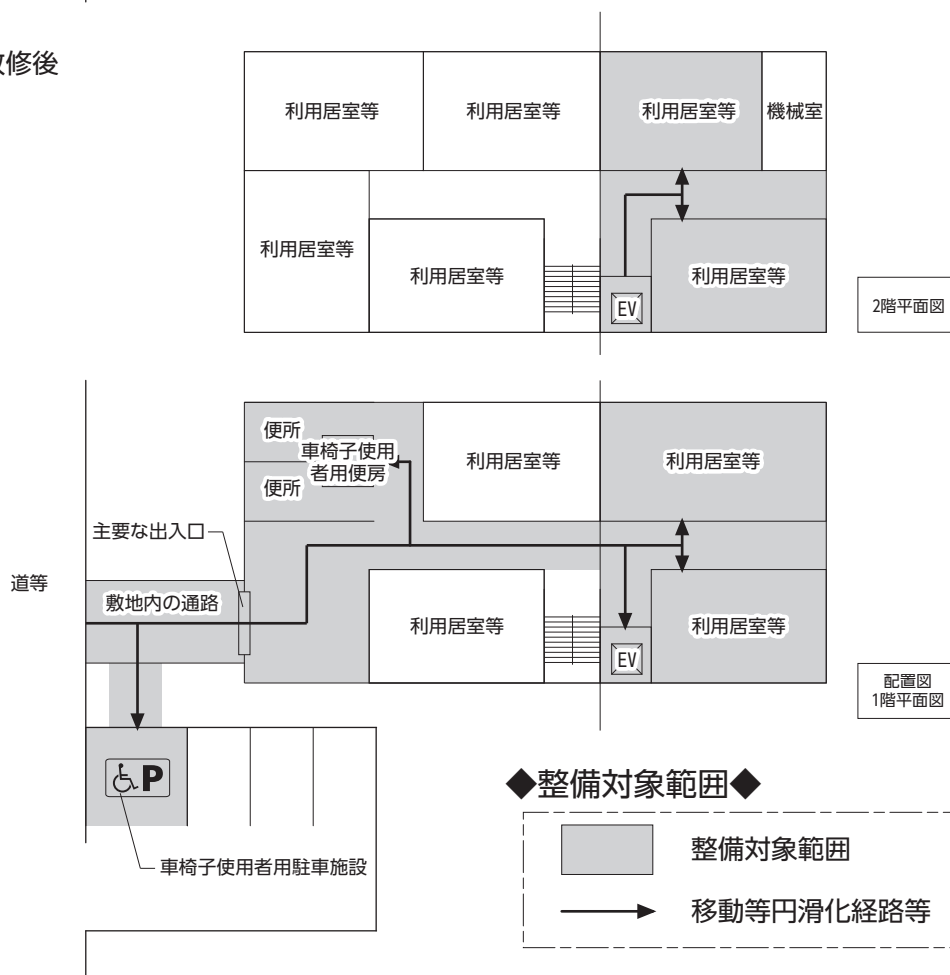
※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する専ら異性を同伴する客の宿泊等（休憩を含む。）に利用させる営業のための施設、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する施設を除きます。

改修時の整備対象範囲

■改修前



■改修後



2 対象施設の考え方

(1) 特定都市施設の考え方

特定都市施設に該当するか否かは、都市施設の各用途の床面積の合計で判断します(※)。
改修(増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え、用途変更)の場合は、当該改修に係る部分の床面積の合計で判断します。

※ バックヤードなどの従業員が利用する部分や物品倉庫、附属駐車場(建築物となるものに限る。)なども含みます。

<同一用途が複数ある場合>

飲食店 A 100 m ²	飲食店 B 100 m ²
飲食店 C 100 m ²	飲食店 D 100 m ²

それぞれの飲食店は100㎡ですが、
同一用途のためA～Dの合計400㎡で判断します。
⇒特定都市施設(建築物「飲食店等」)に該当します。

診療所 A 50 m ²	診療所 B 50 m ²
飲食店 C 300 m ²	

診療所に係る部分(A及びB、合計100㎡)と飲食店に係る部分それぞれで判断します。
⇒診療所に係る部分は特定都市施設(小規模建築物「医療等施設」)、
飲食店に係る部分は特定都市施設(建築物「飲食店等」)に該当します。

【凡例】

：届出対象となる施設

(2) 複合施設の考え方

特定都市施設に該当するか否かは、都市施設の用途ごとの規模で判断しますが、一つの建築物に複数の対象用途があり、各用途が特定都市施設となる規模に満たなくても、各用途の床面積の合計が 1,000 m² 以上の場合は、特定都市施設の「複合施設」に該当します。

① 複合建築物の延べ面積 1,000 m² 未満の場合

建築物全体としては特定都市施設の「複合施設」には該当しません。各用途の床面積で特定都市施設に該当するか判断します。

(特)① 病院 500 m ²		(都)④ 共同住宅 700 m ²		(都)④ 共同住宅 700 m ²	
(特)⑤ 飲食店 100 m ²	(特)① 物販店舗 300 m ²	(特)① 飲食店 200 m ²		(都)③ 運動施設 200 m ²	

② 複合建築物の延べ面積 1,000 m² 以上の場合

建築物全体として、特定都市施設の「複合施設」に該当するため、各用途の床面積に関わらず、全ての用途が特定都市施設となります。

(特)① 病院 500 m ²		(特)③ 映画館 600 m ²		(特)③ ホテル 200 m ²	(特)③ 劇場 200 m ²
(特)① 集会場 300 m ²	(特)④ 共同住宅 400 m ²	(特)③ 展示場 400 m ²	(特)② 自動車洗車場 100 m ²	(特)③ 展示場 200 m ²	(特)④ 共同住宅 500 m ²

【凡例】

- : 届出対象となる施設
- (都) : 都市施設
- (特) : 特定都市施設
- ① : 全ての規模が特定都市施設となる用途
- ② : 200 m² 以上が特定都市施設となる用途
- ③ : 500 m² 以上が特定都市施設となる用途
- ④ : 1,000 m² 以上が特定都市施設となる用途
- ⑤ : 小規模建築物 (200 m² 未満の規則で定めるもの)

3 小規模建築物の整備基準について

(1) 基本的考え方

生活に身近な施設のうち、用途に供する部分の床面積の合計が 200 ㎡未満のもの（小規模建築物）のための遵守基準を設けています。

遵守基準は、①出入口、②便所、③敷地内の通路について、小規模建築物の実態に合わせて、最低限の設備を求めるものになっています。

【整備基準例】



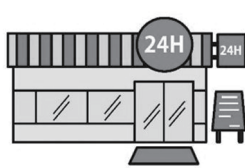
(2) 対象となる用途

以下の用途に供する部分の面積が 200 ㎡未満の施設が対象となります。

- ・診療所(患者の収容施設を有しないもの)
- ・助産所
- ・施術所
- ・薬局(医薬品の販売業を併せ行うものを除く。)
- ・百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ・飲食店
- ・郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗
- ・一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所
- ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- ・給油取扱所



診療所など



物販店舗



飲食店



サービス店舗など



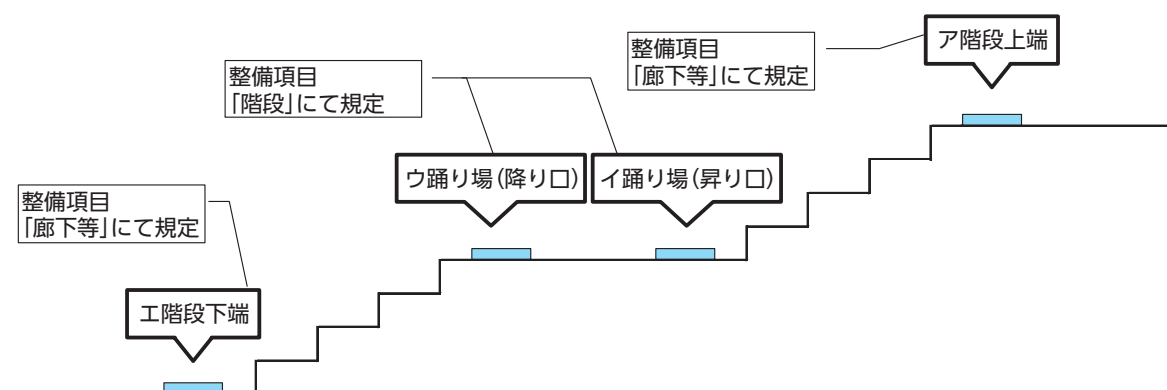
給油取扱所

4 階段、傾斜路の点状ブロック等の敷設について

(1) 階段

階段の上下端に近接する廊下等の部分（下図ア、エ）、段がある部分の上下端に近接する踊り場の部分（下図イ、ウ）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、遵守基準においては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限られる。また、自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、段がある部分と連続して手すりが設けられている踊り場、長さが250cm以下の直進の踊り場については、一部除外規定がある。

公共的通路に設ける階段については、遵守基準、努力基準ともに、②の表による点状ブロック等の敷設が必要となる。また、共同住宅等の階段への点状ブロック等の敷設については、努力基準のみで規定されている。



① 遵守基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

	一般基準		移動等円滑化経路等	
		自動車 駐車施設		自動車 駐車施設
ア 階段上端	○	×	○	×
イ 踊り場 （昇り口）	×	×	—	—
ウ 踊り場 （降り口）	○	×	—	—
段がある部分と連続して手すりが設置されている踊り場	×	—	—	—
エ 階段下端	×	×	○	×

点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障を来す場合を除く。

階段上端と踊り場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。また、移動等円滑化経路等上にある廊下等においては、段がある部分と近接する部分に点状ブロック等の敷設が必要となる。

【凡例】

○＝敷設が必要なもの

×＝除外されるもの

② 努力基準（共同住宅等を含む。）

	一般基準 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）
ア 階段上端	○
イ 踊り場 （昇り口）	○
長さが250cm以下の直進の踊り場	×
ウ 踊り場 （降り口）	○
段がある部分と連続して手すりが設置されている踊り場	○
長さが250cm以下の直進の踊り場	×
エ 階段下端	○

階段上端、踊り場（昇り口及び降り口）、階段下端には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる（段がある部分と連続して手すりが敷設されている踊り場（降り口）を含む。）。

【凡例】

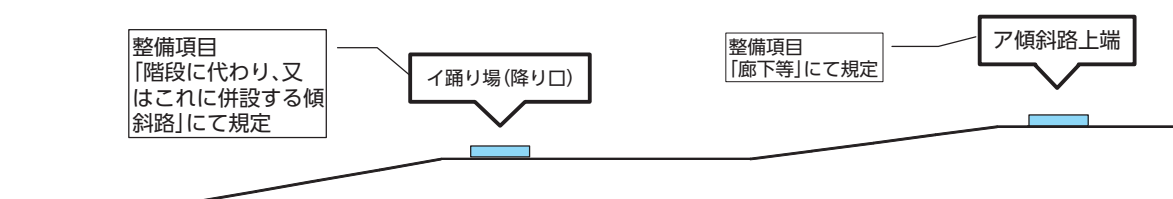
○＝敷設が必要なもの

×＝除外されるもの

(2) 傾斜路（建築物内に設けるものに限る。）

傾斜路の上端に近接する廊下等の部分（下図ア）、傾斜がある部分の上端に近接する踊り場の部分（下図イ）には、点状ブロック等を敷設する。ただし、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。また、自動車の駐車のために供する施設に設けるもの、勾配が $1/20$ を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、高さが 16cm を超えず、かつ、勾配が $1/12$ を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの、傾斜がある部分と連続して手すりが設けられている踊り場、長さが 250cm 以下の直進の踊り場については、一部除外規定がある。

公共的通路（屋内）に設ける傾斜路については、遵守基準、努力基準ともに、②の表による点状ブロック等の敷設が必要となる。



① 遵守基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

		一般基準 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）		
		自動車 駐車施設	勾配 $1/20$ 以下	高さ 16cm 以下 かつ 勾配 $1/12$ 以下
ア 傾斜路上端	○	×	×	×
イ 踊り場（降り口）	○	×	×	×
傾斜がある部分と 連続して手すりが設 置されている踊り場	×	×	×	×

傾斜路上端と踊り場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。

【凡例】

○＝敷設が必要なもの

×＝除外されるもの

② 努力基準（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）

		一般基準 （「廊下等」の移動等円滑化経路等を含む）		
		自動車 駐車施設	勾配 $1/20$ 以下	高さ 16cm 以下 かつ 勾配 $1/12$ 以下
ア 傾斜路上端	○	○	×	×
イ 踊り場（降り口）	○	○	×	×
傾斜がある部分と 連続して手すりが設 置されている踊り場	○	○	×	×
長さが 250cm 以下の直進の踊り 場	×	×	×	×

傾斜路上端、踊り場（降り口）には、整備基準の適用範囲において、点状ブロックの敷設が必要となる。（傾斜がある部分と連続して手すりが敷設されている踊り場（降り口）、自動車の駐車のために供する施設に設けるものを含む。）

【凡例】

○＝敷設が必要なもの

×＝除外されるもの

5 対象施設（建築物編）と遵守基準となる整備項目

都 市 施 設 の 名 称			特 定 都 市 施 設 網掛け部分が特定都市施設 床面積（以上～未満）							
			200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡		
1	学校等施設	学校（幼稚園を除く。）	■	■	■	■	■	■		
		幼稚園	○	○	○	○	■	■		
		その他これらに類する施設	●	●	●	●	■	■		
			○	○	○	○	○	○		
2	医療等施設	病院、診療所（患者の収容施設を有するもの。）	○	○	○	○	■	■		
		診療所（患者の収容施設を有しないもの。）	○	○	○	○	■	■		
		助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）	○	○	○	○	■	■		
			○	○	○	○	○	○		
3	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場	○	○	○	○	■	■		
		その他これらに類する施設	○	○	○	○	■	■		
4	集会施設	集会場（冠婚葬祭施設を含む。） （一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの。）	○	○	○	○	■	■		
		公会堂	○	○	○	○	■	■		
		集会場（冠婚葬祭施設を含む。） （すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの。）	○	○	○	○	■	■		
		公民館 その他これらに類する施設	○	○	○	○	■	■		

特定都市施設
の凡例

- 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の事前協議及び届出が必要な用途及び規模
- ▲★ 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
- △ バリアフリー法令等に基づく届出を行うことで、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が不要になるもの

遵守基準となる整備項目

① 経路等 移動円滑化	② 出入口	③ 廊下等 授乳場所等	④ 階段	⑤ 傾斜路	⑥ エレベーター及び その乗降ロビー	⑦ 特殊な構造又は使用 形態のエレベーター その他の昇降機	⑧ 便所 ベビーチェア ベビーベッド	⑨ 浴室又は シャワー室	⑩ 宿泊施設の客室	⑪ 観覧席・客席	⑫ 敷地内の通路	⑬ 駐車場	⑭ 標識	⑮ 案内設備	⑯ 案内設備までの 経路	⑰ 公共的通路
■	■	■		■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
●	●						●	●			●		●	●	●	●
	★						★				★					
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
●	●						●	●			●		●	●	●	●
	★						★				★					
■	■	■		■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
●	●	●		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●

整備項目
の凡例

- 建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
 ▲△ 建築物（共同住宅等）の遵守基準
 ★ 小規模建築物の遵守基準

都 市 施 設 の 名 称			特 定 都 市 施 設 網掛け部分が特定都市施設 床面積（以上～未満）							
			500㎡		2,000㎡		5,000㎡			
			200㎡	1,000㎡	3,000㎡					
5	展示施設等	展示場								■
								■	■	
					○					
		その他これに類する施設		●						
							■	■		■
6	物品販売業を営む店舗等	卸売市場					●	●	●	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗								■
								■	■	
					○					
				○						
				●						
			★							
7	宿泊施設	ホテル、旅館								■
							■	■		
					○					
		その他これらに類する施設		●						
								■	■	■
8	事務所	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署								■
								■	■	
					○					
				○	○					
			○							
		事務所（他の施設に附属するものを除く。）				●	●	●	●	
9	共同住宅等	共同住宅					△	△	△	
		寄宿舍、下宿、長屋、その他これらに類する施設				▲				
						▲	▲	▲	▲	
10	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの					■	■	■	
					○					
				○	○					
			○							
11	運動施設又は遊技場等	体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場					■	■	■	
		その他これらに類する施設			○					
				●						

特定都市施設の凡例

■

 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の事前協議及び届出が必要な用途及び規模

●▲★

 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模

○△

 バリアフリー法令等に基づく届出を行うことで、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が不要になるもの

遵守基準となる整備項目

① 移動円滑化経路等 (▲△は特定経路等)	② 出入口	③ 廊下等 授乳場所等	④ 階段	⑤ 傾斜路	⑥ エレベーター及び その乗降ロビー	⑦ 特殊な構造又は使用 形態のエレベーター その他の昇降機	⑧ 便所 ベビーチェア ベビーベッド	⑨ 浴室又は シャワー室	⑩ 宿泊施設の客室	⑪ 観覧席・客席	⑫ 敷地内の通路	⑬ 駐車場	⑭ 標識	⑮ 案内設備	⑯ 案内設備までの 経路	⑰ 公共的通路
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●	●						●	●	●		●		●	●	●	●
	★						★				★					
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
▲	▲	▲		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

整備項目
の凡例

- 建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
- ▲△ 建築物（共同住宅等）の遵守基準
- ★ 小規模建築物の遵守基準

都 市 施 設 の 名 称			特 定 都 市 施 設 網掛け部分が特定都市施設 床面積（以上～未満）							
			200㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡		
12	文化施設	博物館、美術館、図書館							■	
		その他これらに類する施設							■	
13	公衆浴場	公衆浴場							■	
		飲食店							■	
14	飲食店等	料理店							■	
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの							■	
15	サービス店舗等	郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗							■	
		一般ガス事業、一般電気事業、電気電信事業の用に供する営業所 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの							■	
16	工業施設	工場その他これに類する施設							●	
17	停車場、発着場を構成する建築物	車両の停車場を構成する建築物で旅客の乗降、待合いの用に供するもの							■	
18	自動車関連施設	自動車の停留、駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）							○	
		自動車修理工場、自動車洗車場							●	
19	公衆便所	給油取扱所							●	
		自動車教習所							●	
20	公共用歩廊	公共用歩廊							■	
21	地下街	地下街その他これに類する施設							■	
22	その他の住宅	一戸建ての住宅								
23	複合施設	上記1の項から22の項までに掲げる都市施設の複合建築物								

特定都市施設の
凡例

- 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の事前協議及び届出が必要な用途及び規模
- ▲★ 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
- △ バリアフリー法令等に基づく届出を行うことで、新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が不要になるもの

遵守基準となる整備項目

① 経路等 移動円滑化	② 出入口	③ 廊下等 授乳場所等		④ 階段	⑤ 傾斜路	⑥ エレベーター及び その乗降ロビー	⑦ 特殊な構造又は使用 形態のエレベーター その他の昇降機	⑧ 便所 ベビーチェア ベビーベッド			⑨ 浴室又は シャワー室	⑩ 宿泊施設の客室	⑪ 観覧席・客席	⑫ 敷地内の通路	⑬ 駐車場	⑭ 標識	⑮ 案内設備	⑯ 案内設備までの 経路	⑰ 公共的通路
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○		●	○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		●	○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○		●	○	○	○	○	○	●
■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●			●		●	●	●	●	●	●	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■		■	■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○		●	○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	●
●	●							●	●		●			●		●	●	●	●
	★							★						★					
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	●
●	●							●	●		●			●		●	●	●	●
	★							★						★					
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
●	●							●	●		●			●		●	●	●	●
	★							★						★					
●	●	●		●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	●
○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	●
●	●							●			●			●	●	●	●	●	●
●	●							●			●			●	●	●	●	●	●
	★							★						★					
●	●	●		●	●	●	●	●			●			●	●	●	●	●	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
○	○	○		○	○	○	○	○			○			○	○	○	○	○	●
■	■	■		■	■	■	■	■			■			■	■	■	■	■	■
■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■

用途や規模により異なります（新宿区告示第665号(資-96) 参照）

整備項目
の凡例

- 建築物（共同住宅等以外）の遵守基準
- ▲△ 建築物（共同住宅等）の遵守基準
- ★ 小規模建築物の遵守基準

